

勝浦市地域課題解決型起業支援事業補助金交付要綱

令和8年4月1日

告示第32号

(通則)

第1条 勝浦市地域課題解決型起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、他の法令等及び勝浦市補助金等交付規則（昭和44年勝浦市規則第16号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市が定める社会的事業の分野においてデジタル技術を活用して地域課題解決を目的として新たに起業する者に対して、民間団体等が起業に必要な経費の一部を補助する事業及び事業立ち上げ等に関する伴走支援の事業（以下「起業支援事業」という。）の実施に要する経費を補助することにより、市内における創業を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意味は、各号に定めるところによる。

(1) 市が定める社会的事業の分野

市が直面している人口減少や少子高齢化で顕在化した地域課題の解決に資する分野とし、地域活性化関連、まちづくりの推進、子育て支援、社会福祉関連、買物弱者支援などの課題に対応するものとする。

(2) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人をいう。

(3) 新たに起業する者

次のアからウに該当する者とする。

ア 国の交付決定以降、補助金の交付決定を受けた補助事業の事業期間完了日まで市内において新たに事業を開始するための準備を行うとともに、中小企業者等として個人事業の開業届出を行うこと又は会社若しくは組合（以下「法人等」という。）を新たに設立して、その代表者となる者をいう。ただし、事業承継、又

は第二創業をする場合にあつては、補助事業の公募開始日より前にすでに設立されている法人等、あるいは開業届がなされている個人事業主も対象とする。

イ 個人事業主にあつては、市内に居住、又は居住を予定している者であること。

ウ 法人等にあつては、法人等の登記又は個人事業の開業の届出を市内で行う者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業「起業支援事業」は、第2条の目的を達するために、市内全域における起業支援事業を最も効率的かつ適切に遂行する能力を有する者として、別紙1「勝浦市地域課題解決型起業支援事業補助対象者採択基準」により採択された民間団体等（以下「執行団体」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

(執行団体が行う業務)

第5条 執行団体が行う業務は次の各号に定めるものとする。

(1) 新たに起業する者に対する補助金の交付

ア 補助金の支給対象者の公募、申請事業計画の審査採択決定、交付申請に係る規程等の制定（審査については社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会による審査を実施することとし、外部委員には1名以上、実際に起業事業経営を行った経験を有する者を交えることとする。）

イ 別紙2記載の「補助金の支給に関する要件」に該当する者が有する事業計画の審査により補助金の支給の採択を受けた者（以下「起業家」という。）に対する交付決定業務

ウ 起業家の事業実態（交付決定事業開始及びその後の事業運営）の確認

エ 起業家に対し支払うべき額の確定検査

オ 補助金の支払い（精算払い）

カ 交付決定事業終了後の起業家の事業化及び収益状況に係る市への報告（5年間）

キ 起業家の財産管理の監督

ク その他、補助金の交付をより効果的に行うための付随的業務として、市長が必要と認める業務

(2) 伴走支援

- ア 申請事業計画の確認・相談（申請書の作成代行は不可）
- イ 起業者の事業計画相談対応
- ウ 起業者の進捗状況の確認
- エ 起業者の経理処理状況の管理指導
- オ 起業者の販路開拓等の経営支援
- カ 起業者相互のネットワーク形成支援
- キ 地域での事業継続に係る支援
- ク その他、起業者への伴走支援をより効果的に行うための付随的業務として、市長が必要と認める業務（補助金の交付決定後、全ての起業者に対し、定期的に訪問又はオンラインによる面談を実施し、事業実態の確認を含めて支援を実施することとする。）

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とし、その区分は別表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助金の交付申請）

第7条 執行団体は、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長に対し、勝浦市地域課題解決型起業支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 事業計画（実績）書（別記第2号様式）
- (2) 補助金交付申請額算出調書（別記第3号様式）
- (3) 経費の配分調書（別記第4号様式）
- (4) 事業予算書（別記第5号様式）
- (5) 資金収支計画書（別記第6号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類等

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭

和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 前項ただし書きの場合にあつては、次のとおりとする。

(1) 執行団体は、勝浦市地域課題解決型起業支援事業実績報告書(別記第7号様式)

(以下「実績報告書」という。)の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書(別記第8号様式)によりこれを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 執行団体は、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査等により、補助金を交付すべきと認めるときは交付を決定し、勝浦市地域課題解決型起業支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(別記第9号様式)により執行団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条による補助金を交付する場合は、第11条から第17条まで及び第19条の条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付を申請した者は、第8条の規定による通知を受けた場合におい

て、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、申請の取下げをすることができる。

(計画変更の承認等)

第11条 執行団体は、補助事業の内容変更を実施する場合は、勝浦市地域課題解決型起業支援事業計画変更承認申請書(別記第10号様式)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、その事業量又は事業費について、20パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(補助事業の中止等)

第12条 執行団体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、勝浦市地域課題解決型起業支援事業中止(廃止)申請書(別記第11号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第13条 執行団体は、補助事業を予定の期間内に完了しないとき又は、補助事業の遂行が困難になったときは、勝浦市地域課題解決型起業支援事業執行遅延(不能)報告書(別記第12号様式)により速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第14条 執行団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、市長が定めるもの(以下「処分制限財産」という。)は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以内の財産とする。

3 執行団体は、処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

4 執行団体は、処分制限財産について、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間(以下「処分制限期間」という。)において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ市長の承認を受

なければならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

5 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。

6 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を市に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する届出等)

第15条 執行団体は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に勝浦市地域課題解決型起業支援事業に係る産業財産権等取得等届出書（別記第13号様式）により市長に届出しなければならない。

(状況報告)

第16条 市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、執行団体に対して当該補助事業の遂行に関し、報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第17条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第18条 執行団体は、補助事業が完了したとき（第12条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画（実績）書（別記第 2 号様式）
- (2) 経費の配分調書（別記第 4 号様式）
- (3) 補助金精算書（別記第 1 4 号様式）
- (4) 事業精算書（別記第 1 5 号様式）
- (5) 第 1 4 条第 3 項に規定する処分制限財産の台帳の写し
- (6) その他市長が別に指示する書類
（帳簿及び書類の備付け）

第 1 9 条 執行団体は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の終了後から 5 年間保存しなければならない。ただし、処分制限期間を経過しない処分制限財産を有する場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理・保管しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第 2 0 条 市長は、第 1 8 条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告を受けた日から 2 0 日以内に補助金交付額確定通知書（別記第 1 6 号様式）により執行団体に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第 2 1 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 執行団体は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記第 1 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助決定等の取消し等）

第 2 2 条 市長は、執行団体が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（事業の実施状況の報告）

第 2 3 条 執行団体は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、毎会計年度終了後、 3

0日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の事業実施状況などについて、勝浦市地域課題解決型起業支援事業に係る事業実施状況報告書（別記第18号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、必要に応じて、執行団体に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 執行団体は第1項に係る証拠書類を当該報告書の内容に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

（収益納付）

第24条 市長は、前条の報告書により、執行団体に当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与により収益が生じたと認めるときは、執行団体に対し、その収益の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

- 2 前項の規定により納付を命ずることができる金額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

（起業者へ交付の際の伏すべき条件）

第25条 執行団体は、起業者に対する補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付さなければならない。

- 2 執行団体は、前項の規定により付した条件等によって補助金に係る返還等があったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 執行団体は、起業者に対する補助金の支払に必要な経費として第21条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、起業者に補助金を支払わなければならない。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費区分	補助率
<p>・補助費（起業者への補助）</p> <p>・報償費、人件費、事務所等借料、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他市長が必要と認める経費</p> <p>※報償費については、外部審査委員への謝金等の他、執行団体以外の起業支援機関等と連携した起業等に関する伴走支援業務等を行う場合においても対象とする。</p> <p>ただし、他事業と合同で実施する場合には、本事業に係る部分のみを対象経費とする。</p> <p>※人件費については、起業支援事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。</p>	<p>10分の10 以内</p>